



第十管区海上保安本部

令和5年11月1日

午後2時30分

中国海洋調査船「科学三號」について（第2報・最終報）

本日午前9時14分頃、当庁巡視船が奄美大島の西約330キロメートルの我が国排他的経済水域内において、中国海洋調査船「科学三號」が船尾からワイヤー様のものを海中へ延ばしているのを視認しました。

このため、当庁巡視船から同調査船に対し、我が国の同意を得ない調査活動は認められない旨の中止要求を無線にて実施しました。

本日午前10時51分頃、同調査船はワイヤー様のものを海中から揚収後、西向け航行開始し、本日午後零時41分頃、日中地理的中間線を西側へ航過したことを当庁巡視船により確認しました。

以後、同調査船の動静に特異動向が認められなければ、本報をもって最終報といたします。